

| 頁  | 事項   | 日号外 | 頁     |
|----|--|-----|-------|
| 九  | 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件<br>○政治資金適正化委員会               | 一四  | 四     |
| 二  | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、その旨を公告する件   | 七   | 三     |
| 三  | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件   | 一一  | 二     |
| 四  | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件  | 一一  | 二     |
| 五  | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、その旨を公告する件   | 一一  | 二     |
| 六  | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件   | 一一  | 二     |
| 七  | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録した者を公告する件   | 一一  | 二     |
| 八  | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件  | 一一  | 二     |
| 九  | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、その旨を公告する件   | 一一  | 二     |
| 三  | ○消防庁<br>消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防災表示登録表示者の公示に関する件  | 二〇  | 三     |
| 四  | 消防力の整備指針の一部を改正する件  | 二九  | 63 四三 |
| 五〇 | ○法務省<br>除籍の一部が滅失した件  | 一   | 四     |
| 五一 | 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件   | 一   | 四     |
| 五二 | 日本国に帰化を許可する件   | 一   | 四     |
| 五三 | 〃  | 一   | 四     |
| 五四 | 〃  | 一   | 四     |
| 五五 | 在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示の一部を改正する件   | 六   | 二     |
| 五六 | 除籍が滅失した件   | 八   | 三     |
| 五九 | 除籍の一部が滅失した件  | 八   | 四     |
| 六〇 | 日本国に帰化を許可する件   | 八   | 四     |
| 六一 | 〃  | 八   | 四     |
| 六二 | 除籍が滅失した件   | 一一  | 二     |
| 六三 | 戸籍が滅失した件   | 一一  | 五     |
| 六四 | 日本国に帰化を許可する件   | 一一  | 五     |
| 六五 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件                   | 一五  | 五     |
| 六六 | 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係告示の整備に関する告示   | 一五  | 49 三三 |
| 六七 | 除籍が滅失した件   | 一八  | 四     |
| 六八 | 除籍の一部が滅失した件  | 一八  | 四     |
| 六九 | 原戸籍が滅失した件  | 一九  | 二     |
| 七〇 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件                                 | 二〇  | 54 八四 |
| 七一 | 日本国に帰化を許可する件   | 二〇  | 七     |
| 七二 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定による届出があつた件  | 二五  | 七     |
| 七三 | 戸籍が滅失した件   | 二五  | 八     |
| 七四 | 除籍が滅失した件   | 二六  | 四     |
| 七五 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件   | 二六  | 四     |
| 七六 | 〃  | 二六  | 四     |
| 七七 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件   | 二七  | 七     |
| 七八 | 原戸籍の一部が滅失した件   | 二七  | 七     |
| 七九 | 日本国に帰化を許可する件   | 二八  | 二     |
| 八〇 | 原戸籍の一部が滅失した件   | 二八  | 二     |
| 八一 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件             | 二九  | 三     |
| 八二 | 少年院種類表の一部を改正する件  | 二九  | 三     |
| 一  | ○法務省、厚生労働省<br>技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の規定により外国人技能実習機構に事務を行わせることとした件  | 二九  | 特5 八〇 |
| 四  | ○外務省<br>ミャンマー連邦共和国におけるヤンゴン市における廃棄物処理緊急改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件                             | 一五  | 49 三〇 |
| 四四 | 〃  | 一五  | 三〇    |
| 四五 | 返納を命じた旅券を無効とする件  | 一   | 五     |
| 四六 | 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件   | 一   | 五     |
| 四七 | パラグアイ川浚渫機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の交換公文の効力発生に関する件   | 一   | 39 七五 |
| 四八 | パキスタン・イスラム共和国におけるハイバル・パフトウン・ハル州のアフガン難民受入れ地区における栄養失調児及び妊婦・授乳婦への栄養支援計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件 | 四   | 二     |
| 四九 | パキスタン・イスラム共和国におけるハイバル・パフトウン・ハル州部族地域における包括的な生計手段を通じた安定化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件           | 四   | 二     |